

令和8・9年度 入札参加資格審査申請要領 【物品・その他委託】

五条広域事務組合が発注する物品・その他委託の競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、本要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）により適正な申請をしていただきますようお願いします。

1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望する方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (2) 国税、愛知県税が未納でないこと。（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）
- (3) 入札参加の資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。
- (4) 「清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年3月28日訓令第3号）」及び「あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年訓令第46号）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 故意に虚偽の事項を申請し、又は虚偽の事項が記載された書類を故意に提出していないこと。

2 申請の方法

- (1) 入札参加資格審査申請をする方は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上

の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

入札参加資格申請ポータルサイト <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

(2) 申請は、「新規申請」と「継続申請」の2種類があります。それぞれ該当する方法で申請してください。

① 継続申請

平成20年1月以降に、電子調達システム（物品等）により申請を行い、平成20・21年度以降資格の承認を受けている方

② 新規申請

電子調達システム（物品等）により申請を初めて行う方

(3) 法人が申請する際の申請者は、本社となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。

(4) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。

(5) 申請にあたっては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」を印刷し、必要事項を記入してから電子調達システム（物品等）に入力することを推奨します。

(6) 申請できる営業種目は電子調達システム（物品等）ポータルサイトの「業務分類一覧表」を参照してください。

(7) 申請データの送信後、速やかに共通審査自治体（※）及び申請先自治体に別送書類を送付してください。

※ 共通事項の書面確認を代表して行う自治体のことであり、申請先団体が担当します。

申請先団体が複数ある場合には、一定のルールにより自動的に指定されます。

3 受付期間

(1) 定時受付

令和8年1月5日（月）～令和8年2月16日（月）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

令和8年4月1日（水）～令和10年2月15日（火）まで

平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

申請データ送信後、原則郵送により以下の書類を各1部、提出期限までに提出してください。別送書類（各種証明書等）は、仮受付日（申請データ送信日）から前3か月以内、又は仮受付日以後に発行されたものを送付してください。（写し可）。

- (1) 共通審査自治体に提出する書類
別表のとおり
- (2) 提出期限
 - ① 定時受付
申請仮受付日（申請データ送信日）から 7 日以内。
(最終到着期限は、令和 8 年 2 月 24 日（木）必着。)
 - ② 随時受付
申請仮受付日（申請データ送信日）から 7 日以内。
- ※ 上記①、②の提出期限が休日（土曜日及び日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。
- (3) 提出先
 - <共通審査自治体>
共通審査自治体は、電子調達システム（物品等）で自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で提出先の確認をお願いします。
 - <共通審査自治体が五条広域事務組合の場合>
〒452-0901 愛知県清須市阿原向北55番地
五条広域事務組合 業務課

5 資格審査

入札参加の資格審査は、申請データ及び 4 により提出された書類により行い、申請者の要件を満たしていることを確認します。

6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

別送書類及び申請データに不備がある場合には、補正指示が出されますので、補正期限（期限が明記されていない場合は 5 日以内）までに補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、この通知後、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 資格認定後の追加届

審査結果確認後、「許可・登録等」、「契約実績」、「特約・代理店」に該当する届出項目がある場合は、電子調達システム（物品等）により「追加届」を入力し送信してください。

9 資格の有効期限

入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、令和8年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時受付

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格決定の日（名簿登載日）から令和10年3月31日まで有効とします。

（原則毎月15日までに審査が完了した申請は、翌月1日が入札参加資格を決定した日になります。）

10 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子調達システム（物品等）により変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付の変更手続きは、令和8年4月1日からとなります。

11 その他

- (1) 入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 入札参加資格申請後、確認のために、申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、申請内容を証明する書面は、入札参加資格の有効期限中は保管しておいてください。
- (3) 電子調達システム（物品等）の利用にあたっては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認及び同意が必要です。
- (4) 資格が認定された方は、電子調達システム（物品等）の入札情報サービスで申請内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 電子調達システム（物品等）はメンテナンス等のため、一時休止することがあります。
- (6) 令和8年4月1日以降、すでに五条広域事務組合以外の自治体で資格認定を得ており、追加で五条広域事務組合へ申請したい場合は、電子調達システム（物品等）から「団体追加申請」を行ってください。

11 問い合わせ先

- (1) システム（操作方法）等に関すること
あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク
TEL 0120-511-270
Eメール helpdesk@buppin.e-aichi.jp

(2) 申請内容等に關すること

〒452-0901 愛知県清須市阿原向北55番地

五条広域事務組合 業務課

TEL 052-401-1181

FAX 052-401-1183

Eメール gj-koiki@gjkoiki.or.jp

別表 別送書類一覧（共通審査）

提出書類	提出の要否		摘要
	法人	個人	
別送書類送付書（共通審査）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	電子調達システム（物品等）から印刷したもの。
履歴事項全部証明書	<input type="radio"/>	—	法務局で発行のもの。（法務局登記官が証明したもの）
身元（分）証明書	—	<input type="radio"/>	本籍地の市区町村長が証明したもの。（日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））
登記されていないことの証明書	—	<input type="radio"/>	法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人・被補助人とする記録がないことを証明したもの。 (全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で発行のもの)
納税証明書（国税）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>税務署で発行のもの</p> <p>【法人の場合】 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の3 未納のないことの証明)</p> <p>【個人の場合】 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の2 未納のないことの証明)</p>
納税証明書（愛知県税） ※愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないとときは、「愛知県税の納税義務がないことの申告書」を提出	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p><u>共通審査自治体が愛知県のとき</u></p> <p>書類の提出は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。</p> <p><u>共通審査自治体が「愛知県」以外のとき</u></p> <p>県税事務所で発行のもの</p> <p>【法人の場合】 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用)</p> <p>【個人の場合】 「個人事業税」、「自動車税種別割」の納税証明書(未納の税額のないこと用)</p>